

大分市報

毎月1日16日発行
所 役 人 夫 夫 社
行 市 發 行 所
大 編 集 田
印 刷 所

結核を撲滅しよう

健康診断を實施 2月9日から

結核についての病害から皆さんを守る為には健
は今更事新しく健康診断を行い発病の防止と罹患者
申上る迄もなくの早期発見及び早期治療を行うこ
皆様に於かれま とです。結核に対する健康診断は
しても十分御承 個人個人では中々一様に実施出来
知のことと思ひ 難いですが、之を実施するため
ます
に昭和二十六年三月結核予防法が 予防法による学生、生徒、児童、
制定公布されました大分市は別府 事業場、事務所勤める人及び市
市と共に結核いんしん地区と云う 区内に住む二十才迄の者はすべて必
不安、社会へ及 余り有難くない地区として先年厚 ず定期の健康診断を受けなければ
生大臣から指定をうけて居ります 関係者全般並びに事業所の一部は
ほす病害に至りましては計り知れ 先般一応完了致しましたが残余の
ないものがあります我が国の国民 結核の死亡率全国平均を上廻るこ
病とまで云はれる結核を防止する 一般該当者を対象として左記日程
い日々の生活を送られる事を最 ます。市と致しましては結核予防
も望ましいことと思ひます。此法を高度に利用し、及ふ限り市民
びB.C.C.接種、レントゲン検査等

百日咳の予防接種

百日咳は年中絶える事のない子 常に危険な伝染病なのです。可愛
供の伝染病です。例年 い皆さんのお子さんを恐しい伝
六、七、八月頃に最も 染病から守る為には左記日程に
多く発生してをりこれ より予防注射を行いますから未だ
に罹るのは主として八 予防接種を受けていない方は流行
才以下の子供で殊に四 期を控えて必ず予防接種を受けら
五才以下の乳幼児に れる様お奨め致します
最も多い病気で致命率 一、実施場所
は、多分内外で先天性免 大分市内各小学校内
疫と云ふものが殆んど 二、被接種対象者
ありませぬから小さな 一、生後三月月から六ヶ月までの
子供ほどよく罹ります 乳児
殊に二才未満の子供にとつては非 口、初回免疫接種後十二ヶ月から
毎日午後 時から四時迄

◎門札を各戸に必ずかかげましょう



火の用心!

一、日時及び場所
実施場所 日岡、東大分小学校
二月九日 ツベルクリン反応
二月十日 B.C.C.接種
二月十一日 ツベルクリン反応
二月十二日 B.C.C.接種
二月十三日 ツベルクリン反応
二月十四日 B.C.C.接種
二月十五日 ツベルクリン反応
二月十六日 B.C.C.接種
二月十七日 ツベルクリン反応
二月十八日 ツベルクリン反応
二月十九日 ツベルクリン反応
二月二十日 ツベルクリン反応
二月二十一日 ツベルクリン反応
二月二十二日 ツベルクリン反応
二月二十三日 ツベルクリン反応
二月二十四日 ツベルクリン反応
二月二十五日 ツベルクリン反応
二月二十六日 ツベルクリン反応
二月二十七日 ツベルクリン反応
二月二十八日 ツベルクリン反応
二月二十九日 ツベルクリン反応
二月三十日 ツベルクリン反応

二月十九日 B.C.C.接種
二月二十日 ツベルクリン反応
二月二十一日 ツベルクリン反応
二月二十二日 ツベルクリン反応
二月二十三日 ツベルクリン反応
二月二十四日 ツベルクリン反応
二月二十五日 ツベルクリン反応
二月二十六日 ツベルクリン反応
二月二十七日 ツベルクリン反応
二月二十八日 ツベルクリン反応
二月二十九日 ツベルクリン反応
二月三十日 ツベルクリン反応

基本選挙人名簿確定
昭和二十七年九月十五日現在での十月二十日をもつて次表の通
調製した基本選挙人名簿は、昨午確定しました (選挙事務局)
基本選挙人名簿確定人員数 (十月二十日確定)

区	確定人員数		
	男	女	計
池田第一	2,048	2,259	4,307
池田第二	1,747	1,813	3,560
長瀬	1,699	1,978	3,677
中島第一	1,579	1,959	3,538
中島第二	1,163	1,304	2,467
中島第三	1,016	1,188	2,204
春日第一	1,709	1,929	3,638
春日第二	1,426	1,680	3,106
春日第三	1,921	2,114	4,041
八幡第一	1,291	1,884	3,175
八幡第二	407	432	839
大道第一	1,651	1,733	3,384
大道第二	908	1,020	1,928
南大分第一	1,453	1,652	3,105
南大分第二	535	586	1,121
瀧尾第一	982	1,106	2,088
瀧尾第二	692	767	1,459
東大分第一	1,018	1,170	2,188
東大分第二	968	1,058	2,026
日岡	1,056	1,232	2,288
計	25,275	28,864	54,139

御慰問
(社)昭和二十六年に比し、八一人の増加
御寄附
南大分田中三浦憲一氏は一月十
四日市社会課を訪れ母室トクさ
んが死亡されたので其の香典返し
として社会事業にと金一封を御寄
贈下さいました。紙上を以て厚く
御礼申し上げます (社会課)

安全・確実・有利な
資産の利殖
毎月定まった収入が
あつたら………とキツト
このお金を安全に利殖
が出来たら………とキツト
皆様方は考えておられるでしょう
この役目を果たすのが保全経
済會です
◎安全……皆様からの出資に
により集つたお金は我国経済上最
も重要な安全且確実なる株
式の基本操作に運ばれます
◎有利……御投資金は一万
円以上です。◎毎月一分の配当を
差上げます
◎短期……御契約期間は僅か
に三月月であります。三月月目に
は必ず元金全部を御受取りになれ
ます
右の様に投資家の皆様の御希望
にひつたり合つた条件を持つてお
りますが更に次の様な特色があり
ます
◎毎月配当が現金で受取れる
◎匿名の為名前が他に絶対に知れ
ず申しなから出来る
◎一手續が簡単で容易である。即ち
お金と印鑑をお持ちになれば其の
場で御契約が出来ます
◎御注意……最近市中にて
当金に出資すれば満期日になつて
も元金を返さないやうな様な事
云つている人が有る様に聞きます
が、之は事実を知らない流言に過
ぎませぬ。まじわられる事のない
様御注意願ひます
大分市昭和通角
保全経済會
大分支店
本店 東京日本橋
橋町九丁目下出張所
一別府一三重一中
津一白樺一白田

固定資産令書にも発行

市税完納奨励が固定資産税納入の旨には、市完納くじの幸運を御引当下さるの感で、一月税完納協力の御趣旨の下には非二う祈つてやみません

未納期限の市民 月末日迄に完納下さつて、今回の税四期完納者へ発行した完納くじは、皆様の熱烈な御協力により、感激に堪えませんでした

今回一月末日納期限の固定資産税第四期の令書にも完納くじを発行し、納期限迄の完納者に抽せんを賞を差上ぐる事に決定しました内容その他詳しい事は一月十六日の市報で発表致します。どう

市税前納の御勧め

市民税や固定資産税 貯蓄組合員であれば、別に規定の各期毎の四回に納め奨励金も出るし、完納くじの如きないで一度に前納すれば、その額の百分の一に納期前の月数(十四日未納は切捨て十五日以上は切り上げる)を乗じた額を報償金として差上げます。又納税

有利な報償金!

市民税第一期を納める際、市民税の年額一万円としてそれを前納したとすれば次の通りとなります

第一期分	2,500円	報償金	なし
第二期分	2,500 × $\frac{1}{100}$	×2 =	50円
第三期分	2,500 × $\frac{1}{100}$	×4 =	100円
第四期分	2,500 × $\frac{1}{100}$	×7 =	175円
		報償金	計 325円

滞納者に對する強制執行

昨年十二月に引続き一の財産差押えに伺いましたが、内悪 月も実施しました市税滞 未八名の方は直ちに納入又は納入納一掃運動により滞納市税は次々の誓約をされたので、実際に差押えられたりありますが、催告 えたのは十九名でありました

市税滞納一掃運動は一応一月中に行つても納入も出頭もされな い方は、やむを得ず悪質者と看做 せられますが、面接及びこれに続 行されて強制執行を受けるに至りま

一月十日から実施された今回 は悪質者に対しては断固として続 行され、順次全市に及ぶことにな

(徴税課)

強制執行は中央地区の三十七名について

十二月、一月と行われた市税滞 回は黒刷りて前記のように納入又 納一掃運動期間に引続いて、市税 は出頭方を申上げますが、若し納 滞納された方に対しては順次催入も、御出もないと翌一回の赤刷 告状を差上げて、早速滞納市税をりの最終催告状を送ります

納めて感々か又はその 催告状に書いてある日

催告状に書いてある日

この最終催告状でもなお納入も 出頭もされない場合始めて悪質の 相談と納得の行く納税をお願

この催告状は一回に分け、第一 滞納者と看做されて、不名誉で大

何はおいてもまず市税

市税完納者表彰会

一月十八日から一月 末迄各自治委員や新市 城区長さん方の御交遊 を得て、組長、組長 各位との「市税完納者 表彰会」を開催し、市係 員より市税滞納一掃運 動の内容や市税完納の 基礎組織として活動願 う納税貯蓄組合の設立 加入その他運営の向上 等につき説明して、皆様より種々 意見も伺い、所期の成果を収めつ つあります

組長、組長さん方には御多忙 中且つは御寒い折柄ではあります が、御案内のありました際は是非 御出席下さるようお願い申上げ ます

なお、この懇談会には既報の「紙 芝居はから源さん」も持参して 御覧願ひ御好評を賜つています

(徴税課)



るくする運動

市では復興も順調に進 んで、市街地もほぼ戦前の様相に復し たので之を機会に「街を明るくす る運動」を市商業振興協会の実 施中です。他都市に比べて照明燈 やネオンも少いので市街地の銀行 会社、商店の方には適宜な所へ 広告ネオン又は照明灯等のお取付 けを願ひ、併せて道路上のゴミ箱 看板等も整理して頂き此の運動に 御協力下さる様御願ひ致します

(商工課)



市民の皆さん、次のこと を御存じですか? おわかりの方は解答をば 郵便局宛に御送り下さい

がきに書いて「月十日まで」に市役所引報係宛御送り下さい

正解者多数の場合は抽せんにより十名に記念品(トキハ 百貨店提供)五名に記念切手シート(金額一百円大 分郵便局寄贈)を差し上げます

なお、当選者の発表は一月十六日附本紙上で致します

問題

●結核に対する健康診断が一月九日から始まりますが、何才 以下の人が受けるのでしょうか?

●二月十四日に固定資産税第四期分の徴税令書が発行されま すが、この納期限は何日まででしょうか?

問

●公益質舗便り

(社会課)

市内西新町アポロ映画館にある 大分市公益質屋では只今資金が充 分準備して有りますから旧年末用 及び主食受配代金其他臨時支用 へ御利用下さい。貸出しは貨物及 び配給通帳(身分証明の出来るも の)を持参すれば簡易に取扱いま す

方法 一 世帯 一口千円 五千

●二月分米の配給

(商工課)

二月分の米を左記の通り配給致 しますから御知らせ致します

一、一般消費者用 精米十七日分

二、労働加配用 精米七〇%

三、外人関係労働者 八〇%

四、船員用 八〇%

五、その他労働者用 六四%

組合員の市税納入には 公課簿の記入をお忘れなく!

納税貯蓄組合員の方が市税を 合長さんの持つ公課簿に記入して 納める場合は総て公課簿に記入す るよう御勧めします

今迄組合員の市税を組合長さんの 手許で取まとめ納入される場合の よう願ひます

公課簿記入は、順調にされていま すが、都合で組合員個々が納める 場合や期限経過のものを組合長さ んの御筆力で納入される場合は公 課簿に記入を願ひます

なお、公課簿に記入認印を受けな いで納入した場合でも、正式領収 書によつて、公課簿に記入し、市 係員の認印を受けることもできま すので、御行願ひます(徴税課)

十字堂

大分市中央通り TEL 1713

レコード 蓄音機

ラジオ 電機